

## 木曾岬町 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条例根拠
<b>◎総務政策課</b>					
1	職員団体規約の認証の取消し	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律	第8条第1項		
2	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項		
3	指定管理者の指定の取消し等	地方自治法	第244条の2第11項		
4	地縁による団体の認可の取消し	地方自治法	第260条の2第14項		
5	違反是正のための措置命令等	地域再生法	第17条の12第3項及び第4項		
6	業務運営改善の措置命令等	地域再生法	第22条第2項及び第3項		
7	職員団体の登録取消し、効力停止	地方公務員法	第53条第6項		
8	物件移転費用等の納付命令	土地収用法	第128条第3項		
9	物件移転費用等の納付命令(第128条第3項の準用)	土地収用法	第138条第1項		
10	受益者負担金の徴収	都市計画法	第75条第1項		
11	受益者負担金の督促	都市計画法	第75条第3項		
12	業務運営改善の措置命令等	都市計画法	第75条の7第2項及び第3項		
13	監督処分	都市計画法	第81条第1項		
14	特定事業参加者の負担金の徴収	都市再開発法	第56条の2第1項		
15	負担金の督促	都市再開発法	第56条の3第1項		
16	延滞金の徴収	都市再開発法	第56条の3第2項		
17	土地の引渡等に要した費用の徴収	都市再開発法	第99条第1項		
18	土地の引渡等に要した費用の納付	都市再開発法	第99条第3項		
19	費用の督促	都市再開発法	第99条第4項		
20	特定建築者の決定の取消し	都市再開発法	第99条の8第1項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
21	土地の明渡し請求	都市再開発法	第99条の8第2項		
22	土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条第1項の準用)	都市再開発法	第99条の8第5項		
23	土地の引渡等に要した費用の納付(第99条第3項の準用)	都市再開発法	第99条の8第5項		
24	費用の督促(第99条第4項の準用)	都市再開発法	第99条の8第5項		
25	清算金の徴収	都市再開発法	第104条		
26	清算金の督促	都市再開発法	第106条第2項		
27	延滞金の徴収	都市再開発法	第106条第3項		
28	清算金の徴収(第104条第1項の準用)	都市再開発法	第111条		
29	清算金の徴収	都市再開発法	第118条の24第1項		
30	清算金の督促(第106条第2項の準用)	都市再開発法	第118条の24第2項		
31	延滞金の徴収(第106条第3項の準用)	都市再開発法	第118条の24第2項		
32	清算金の徴収(第118条の24第1項の準用)	都市再開発法	第118条の25の3第3項		
33	清算金の督促(第118条の24第2項・第106条第2項の準用)	都市再開発法	第118条の25の3第3項		
34	延滞金の徴収(第118条の24第2項・第106条第3項の準用)	都市再開発法	第118条の25の3第3項		
35	物件の移転命令	都市再開発法	第118条の27第1項		
36	特定建築者の決定の取消し(第99条の8第1項の準用)	都市再開発法	第118条の28第2項		
37	土地の明渡し請求(第99条の8第2項の準用)	都市再開発法	第118条の28第2項		
38	土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条の8第5項・第99条第1項の準用)	都市再開発法	第118条の28第2項		
39	土地の引渡等に要した費用の納付(第99条の8第5項・第99条第3項の準用)	都市再開発法	第118条の28第2項		
40	費用の督促(第99条の8第5項・第99条第4項の準用)	都市再開発法	第118条の28第2項		
41	公共施設管理者に対する負担金の請求	都市再開発法	第121条第1項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条例根拠
42	建築物の移転又は除去費用の徴収	土地区画整理法	第78条第2項		
43	仮清算金の徴収	土地区画整理法	第102条第1項		
44	清算金の徴収	土地区画整理法	第110条第1項		
45	清算金の督促	土地区画整理法	第110条第3項		
46	換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し	土地区画整理法	第117条の2第4項		
47	違反建築物に対する措置命令	都市緑地法	第37条第1項		
48	改善命令	都市緑地法	第64条		
49	認定の取消し	都市緑地法	第65条		
50	推進法人に対する改善命令	都市緑地法	第72条		
51	推進法人の指定の取消し	都市緑地法	第73条第1項		
52	勧告履行命令	都市再生特別措置法	第62条の10第5項		
53	協定の認定の取消し	都市再生特別措置法	第77条		
54	不正手段による許可等の取消し(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成等規制法第14条第1項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		
55	宅地工事施行停止、防災措置命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成等規制法第14条第2項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		
56	宅地使用禁止、防災措置命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成等規制法第14条第3項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		
57	工事施行の緊急停止命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成等規制法第14条第4項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
58	宅地造成工事規制区域内に係る擁壁等設置、地形改良工事命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成等規制法第17条第1項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		
59	宅地所有者等に係る原因者に対する工事施行命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成等規制法第17条第2項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		
60	立地誘導促進施設協定の認可の取消し	都市再生特別措置法	第109条の6第1項		
61	改善措置命令及び指定の取消し	都市再生特別措置法	第121条第2項及び第3項		
62	改善命令	中心市街地の活性化に関する法律	第28条		
63	計画の認定の取消し	中心市街地の活性化に関する法律	第29条第1項		
64	改善命令	中心市街地の活性化に関する法律	第63条第2項		
65	中心市街地整備推進機構の指定の取消し	中心市街地の活性化に関する法律	第63条第3項		
66	違反建築物に対する措置命令	景観法	第64条第1項		
67	形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置命令	景観法	第70条第1項		
68	措置命令及び指定の取消し	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	第36条第2項及び第3項		
69	変更命令	工場立地法	第10条第1項		
70	是正命令及び停止命令	駐車場法	第19条		○
71	是正命令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第12条第3項		○
<b>◎危機管理課</b>					
72	救護費用の納付命令	水難救護法	第15条第2項		
73	武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第111条第1項		
<b>◎住民課</b>					
74	個人番号カードの返納命令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令	第16条第1項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
75	騒音防止方法の改善命令	騒音規制法	第12条第2項		
76	騒音防止方法の改善命令	騒音規制法	第15条第2項		
77	振動防止方法の改善命令	振動規制法	第12条第2項		
78	振動防止方法の改善命令	振動規制法	第15条第2項		
79	悪臭物質排出減少措置の実施命令	悪臭防止法	第8条第2項		
80	一般廃棄物収集運搬業の停止命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の3		
81	一般廃棄物処分業の停止命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の3		
82	一般廃棄物収集運搬業の許可取消し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の4		
83	一般廃棄物処分業の許可取消し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の4		
84	一般廃棄物処理業者への必要な措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の3第1号		
85	一般廃棄物処理基準不適合による処分者等に対する支障の除去等の措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の4第1項		
86	一般廃棄物処理基準不適合による認定業者に対する支障の除去等の措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の4の2第1項		
87	処分者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の7第2項		
88	認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の7第3項		
89	緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の7第4項		
90	事業の廃止等についての措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の10第1項において準用する第19条の4第1項		
91	排水設備の設置等の命令	浄化槽法	第12条の8第3項(第12条の10第2項において準用する場合を含む。)		
92	浄化槽の清掃について必要な指示	浄化槽法	第41条第1項		
93	浄化槽清掃業の許可の取消し等	浄化槽法	第41条第2項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
94	転換計画の認定の取消し	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則	第5条第5項		
95	被保険者証の返還命令	国民健康保険法	第9条第3項		
96	一部負担金不払いによる徴収	国民健康保険法	第42条第2項		
97	故意の場合の給付制限	国民健康保険法	第60条		
98	闘争・泥酔等の場合の給付制限	国民健康保険法	第61条		
99	療養に関する指示に従わない場合の給付制限	国民健康保険法	第62条		
100	強制診断等拒否の場合の給付制限	国民健康保険法	第63条		
101	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止	国民健康保険法	第63条の2		
102	被保険者に対する不正利得の徴収	国民健康保険法	第65条第1項		
103	国保医に対する連帯納付命令	国民健康保険法	第65条第2項		
104	療養取扱機関の費用納付命令等	国民健康保険法	第65条第3項		
105	保険料の徴収	国民健康保険法	第76条		
<b>◎福祉健康課</b>					
106	公私連携法人の指定の取消し	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第34条第11項		
107	感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実費徴収	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令	第3条		
108	ねずみ族、昆虫等の駆除の実費徴収	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令	第3条		
109	物件に係る措置の実費徴収	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令	第3条		
110	賠償受給による給付の制限	予防接種法	第18条第1項		
111	賠償受給額相当額の返還命令	予防接種法	第18条第2項		
112	不正受給者からの給付額の徴収	予防接種法	第19条第1項		
113	予防接種の実費の徴収	予防接種法	第28条		

木曾岬町 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
114	障害年金の給付の額の改定	予防接種法施行令	第15条		
115	命令に従わない場合の給付差止め	予防接種法施行令	第16条第2項		
116	感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実費徴収	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第63条第1項		
117	ねずみ族、昆虫等の駆除の実費徴収	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第63条第2項		
118	物件に係る措置の実費徴収	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第63条第3項		
119	保護を受けた者からの費用徴収	生活保護法	第77条の2		
120	通所給付決定の取消し	児童福祉法	第21条の5の9第1項		
121	障害福祉サービス提供の措置解除	児童福祉法	第21条の6		
122	事務の適正な実施のための監督上の命令	児童福祉法	第21条の13		
123	当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行う等の措置の解除	児童福祉法	第24条第5項及び第6項		
124	勧告に係る措置命令	児童福祉法	第24条の35第3項		
125	指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等	児童福祉法	第24条の36		
126	勧告に係る措置命令	児童福祉法	第24条の40第3項		
127	放課後児童健全育成事業に対する基準適合命令	児童福祉法	第34条の8の3第3項		
128	放課後児童健全育成事業の停止命令等	児童福祉法	第34条の8の3第4項		
129	家庭的保育事業等に対する改善命令	児童福祉法	第34条の17第3項		
130	家庭的保育事業等の停止命令等	児童福祉法	第34条の17第4項		
131	公私連携保育法人の指定の取消し	児童福祉法	第56条の8第11項		
132	障害福祉サービス、助産の実施又は母子保護及び保育の利用に要する費用の徴収	児童福祉法	第56条第2項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
133	不正利得に係る障害児通所給付費等の徴収等	児童福祉法	第57条の2第1項及び 第2項		
134	家庭的保育事業等の認可の取消し	児童福祉法	第58条第2項		
135	受給資格の喪失	児童手当法	第4条		
136	支給の制限	児童手当法	第5条		
137	手当の不支給	児童手当法	第10条		
138	調査拒否等による手当支払差止め	児童手当法	第11条		
139	支払いの調整	児童手当法	第13条		
140	不正利得の徴収	児童手当法	第14条第1項		
141	診療報酬の支払いの一時差止め	母子保健法	第20条第7項において 準用する児童福祉法第 21条の3第2項		
142	費用の徴収	母子保健法	第21条の4第1項		
143	在宅サービスの提供に係る措置の解除	老人福祉法	第10条の4第1項		
144	日常生活用具の給付等の措置の解除	老人福祉法	第10条の4第2項		
145	養護老人ホーム等への入所措置等の解除	老人福祉法	第11条第1項		
146	入所措置費用の徴収	老人福祉法	第28条第1項		
147	保険料の徴収	高齢者の医療の確保に関する法律	第104条		
148	不正利得の徴収	介護保険法	第22条		
149	職権による要介護状態区分の変更の認定	介護保険法	第30条第1項		
150	要介護認定の取消し	介護保険法	第31条第1項		
151	職権による要支援状態区分の変更の認定	介護保険法	第33条の3第1項		
152	要支援認定の取消し	介護保険法	第34条第1項		

## 木曾岬町 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
153	保険給付の制限	介護保険法	第64条		
154	保険給付の制限	介護保険法	第65条		
155	保険料滞納者に係る支払方法の変更	介護保険法	第66条第1項及び第2項		
156	保険給付の支払の一時差止	介護保険法	第67条第1項及び第2項		
157	医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止	介護保険法	第68条第1項及び第2項		
158	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例	介護保険法	第69条第1項		
159	措置命令	介護保険法	第78条の9第3項		
160	指定の取消し等	介護保険法	第78条の10		
161	勧告に係る措置命令	介護保険法	第83条の2第3項		
162	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等	介護保険法	第84条第1項		
163	措置命令	介護保険法	第115条の18第3項		
164	指定の取消し等	介護保険法	第115条の19		
165	措置命令	介護保険法	第115条の28第3項		
166	指定の取消し等	介護保険法	第115条の29		
167	介護サービス事業者の勧告不履行に対する措置命令	介護保険法	第115条の34第3項		
168	勧告に係る措置命令	介護保険法	第115条の45の8第3項		
169	指定事業者の指定の取消し等	介護保険法	第115条の45の9		
170	保険料額の決定	介護保険法	第129条第1項		
171	受給資格の喪失	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第4条		
172	調査書類提出命令拒否による支給制限	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第9条		
173	届出等拒否による手当支払い差止め	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第10条		

木曾岬町 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
174	支払の調整	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第12条		
175	不正利得の徴収	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第13条第1項		
176	不正利得の徴収	子ども・子育て支援法	第12条第1項及び第2項(第30条の3において準用する場合を含む。)		
177	教育・保育給付認定の取消し	子ども・子育て支援法	第24条第1項		
178	施設等利用給付認定の取消し	子ども・子育て支援法	第30条の9第1項		
179	特定教育・保育施設の設置者に対する勧告履行命令	子ども・子育て支援法	第39条第4項		
180	特定教育・保育施設の確認の取消し等	子ども・子育て支援法	第40条第1項		
181	特定地域型保育事業者に対する勧告履行命令	子ども・子育て支援法	第51条第3項		
182	特定地域型保育事業者の確認の取消し等	子ども・子育て支援法	第52条第1項		
183	特定教育・保育提供者に対する勧告履行命令	子ども・子育て支援法	第57条第3項		
184	特定子ども・子育て支援提供者に対する勧告履行命令	子ども・子育て支援法	第58条の9第5項		
185	特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し等	子ども・子育て支援法	第58条の10第1項		
186	特定保育所の保育費用の徴収	子ども・子育て支援法	附則第6条第4項		
187	更生に必要な指導措置の解除	身体障害者福祉法	第17条の2第1項第3号		
188	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置の解除	身体障害者福祉法	第18条		
189	障害福祉サービス等の費用の徴収	身体障害者福祉法	第38条第1項		
190	障害福祉サービスの提供措置の解除	知的障害者福祉法	第15条の4		
191	知的障害者等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除	知的障害者福祉法	第16条第1項第1号		
192	障害者支援施設等への入所措置の解除	知的障害者福祉法	第16条第1項第2号		
193	職親委託措置の解除	知的障害者福祉法	第16条第1項第3号		

木曾岬町 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
194	知的障害者の入所費用の徴収	知的障害者福祉法	第27条第1項		
195	不正利得の徴収	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第8条		
196	支給決定の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第25条第1項		
197	地域相談支援給付決定の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の10第1項		
198	指定特定相談支援事業者に対する勧告措置命令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第4項		
199	指定特定相談支援事業者の指定の取消し等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の29第2項		
200	指定相談支援事業者に対する勧告措置命令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の33第3項		
201	支給認定の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第57条第1項		
202	特定障害者特別給付費等の支給の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則	第34条の6第1項		
203	計画相談支援給付費の支給の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則	第34条の55第1項		
<b>◎産業課</b>					
204	生産緑地内の原状回復命令等	生産緑地法	第9条第1項		
205	特定農業用ため池の管理に要する費用の徴収	農業用ため池の管理及び保全に関する法律	第16条第3項(第17条 第4項において準用す る場合を含む。)		
206	準用する土地改良法第108条第2項による清算金 の徴収	農住組合法	第11条		
207	先端設備等導入計画の認定の取消し	生産性向上特別措置法	第41条第2項及び第3 項		
208	農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し 等	農地法	第3条の2第2項		
209	措置命令	農地法	第42条第1項		
210	違反転用に対する処分	農地法	第51条第1項		
211	特定農地貸付の承認の取消し	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令	第4条第3項		
212	認定の取消し	市民農園整備促進法	第10条		

木曾岬町 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
213	受益者からの負担金の徴収	土地改良法	第90条第6項		
214	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第1項		
215	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第4項		
216	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第6項		
217	受益者からの分担金の徴収	土地改良法	第91条第3項		
218	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第91条の2第1項		
219	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第91条の2第4項		
220	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第91条の2第6項		
221	賦課金等の徴収(法第36条第1項の準用)	土地改良法	第96条の4		
222	特別徴収金の徴収(法第36条の3第1項の準用)	土地改良法	第96条の4		
223	一時利用地指定(法第53条の5第1項の準用)	土地改良法	第96条の4		
224	換地処分前の使用収益停止(法第53条の6第1項の準用)	土地改良法	第96条の4		
225	仮清算金支払地の使用収益の停止(法第53条の6第2項の準用)	土地改良法	第96条の4		
226	一時利用地指定の利益相当額徴収(法第53条の8第2項の準用)	土地改良法	第96条の4		
227	清算金の徴収	土地改良法	第108条第2項		
228	土地改良事業の障害物の除去等	土地改良法	第119条		
229	監督処分	農業振興地域の整備に関する法律	第15条の3		
230	協定の認可の取消し	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の11第1項		
231	協定の認定の取消し	集落地域整備法施行令	第11条第3項		
232	農業経営改善計画の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	第13条第2項		
233	青年等就農計画の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	第14条の5第2項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
234	農用地利用集積計画の取消し	農業経営基盤強化促進法	第20条の2第2項		
235	農用地利用規程の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	第24条第3項		
236	事業計画の認定の取消し等	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	第8条第2項及び第3項		
237	事業計画の認定の取消し	都市農地の貸借の円滑化に関する法律	第7条第2項		
238	組合員等への事務費の賦課	農業保険法	第118条第1項		
239	伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等	森林法	第10条の9		
240	施業実施協定の認可の取消し	森林法	第10条の11の8第1項		
241	森林経営計画の認定の取消し	森林法	第16条		
242	経営管理権集積計画の取消し	森林経営管理法	第8条		
243	経営管理実施権配分計画の取消し	森林経営管理法	第40条第2項		
244	災害等防止措置命令	森林経営管理法	第42条第1項		
245	土地、水面等の使用及び収用等の処分	漁港漁場整備法	第36条第2項		
246	原状回復命令	漁港漁場整備法	第37条第2項		
247	特定漁港施設運営の事業を実施するために必要な資力及び信用認定の取消し	漁港漁場整備法	第37条の2第8項		
248	監督処分	漁港漁場整備法	第39条の2第1項及び第2項		
249	土砂採取料、占用料の徴収	漁港漁場整備法	第39条の5第1項		
250	過怠金の徴収	漁港漁場整備法	第39条の5第2項		
251	設備整備計画の認定の取消し	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	第8条第3項		
252	換地処分(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。)	土地改良法	第96条において準用する第54条		○

木曾岬町 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
253	違反行為に対する措置命令(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。)	土地改良法	第134条第1項		○
254	措置命令(鳥獣の捕獲(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いて、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト(ドバト)、ムクドリ、ヒヨドリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、イタチ、アナグマ、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、シカ、ニホンザル、アライグマ又はハクビシンを鳥獣の保護又は管理の目的(被害の防止の目的に限る。)で捕獲しようとする場合に限る。)のための許可に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第10条第1項		○
255	許可取消し(鳥獣の捕獲(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いて、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト(ドバト)、ムクドリ、ヒヨドリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、イタチ、アナグマ、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、シカ、ニホンザル、アライグマ又はハクビシンを鳥獣の保護又は管理の目的(被害の防止の目的に限る。)で捕獲しようとする場合に限る。)のための許可に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第10条第2項		○
256	措置命令(指定猟法禁止区域内における指定猟法の許可に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第15条第10項		○
257	許可の取消し(指定猟法禁止区域内における指定猟法の許可に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第15条第11項		○
258	登録の取消し(飼養の登録に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第22条第2項		○
259	措置命令(販売禁止鳥獣等の販売の許可に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第24条第9項		○
260	許可の取消し(販売禁止鳥獣等の販売の許可に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第24条第10項		○
<b>◎建設課</b>					
261	造成宅地防災区域内に係る擁壁等設置、地形改良工事命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成等規制法第22条第1項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条例根拠
262	造成宅地所有者等に係る原因者に対する工事施行命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成等規制法第22条第2項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項		
263	原状回復等の措置の指示	都市公園法	第10条第2項		
264	原因者への費用負担命令	都市公園法	第13条		
265	付帯工事原因者への費用負担命令	都市公園法	第14条第2項		
266	公園保全立体区域内の工作物などによる損害防止等措置命令	都市公園法	第26条第2項		
267	公園保全立体区域内の土石の採取などによる損害防止等措置命令	都市公園法	第26条第4項		
268	都市公園の原状回復等の命令	都市公園法	第27条第1項		
269	工作物等の除去などの措置に係る費用負担	都市公園法	第27条第9項		
270	公園予定区域等における原状回復等の措置の指示等(第10条第2項の準用)	都市公園法	第33条第4項		
271	公園予定区域等における原因者への費用負担命令(第13条の準用)	都市公園法	第33条第4項		
272	公園予定区域等における付帯工事原因者への費用負担命令(第14条第2項の準用)	都市公園法	第33条第4項		
273	公園予定区域等における工作物などによる損害防止等措置命令(第26条第2項の準用)	都市公園法	第33条第4項		
274	公園予定区域等における土石の採取などによる損害防止等措置命令(第26条第4項の準用)	都市公園法	第33条第4項		
275	公園予定区域等における原状回復等の命令(第27条第1項の準用)	都市公園法	第33条第4項		
276	公園予定区域等における工作物等の除去などの措置に係る費用負担(第27条第9項の準用)	都市公園法	第33条第4項		
277	他の工作物管理者の工事施行命令	道路法	第21条		
278	工事原因者への工事施行命令	道路法	第22条第1項		
279	道路占用料の徴収	道路法	第39条第1項		
280	是正のための措置命令	道路法	第39条の9		
281	原状回復に代る措置の指示	道路法	第40条第2項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
282	車両積載物の落下予防等措置命令	道路法	第43条の2		
283	工作物管理者の危険防止措置命令	道路法	第44条第4項		
284	違反車両の通行中止等の措置命令	道路法	第47条の4第1項		
285	道路に関する必要な措置命令	道路法	第47条の4第2項		
286	道路保全立体区域内での措置命令	道路法	第48条第2項		
287	行為の中止、物件の除却等の命令	道路法	第48条第4項		
288	連結料の徴収	道路法	第48条の7第1項		
289	違反行為の中止その他の措置命令	道路法	第48条の12		
290	通行の中止その他の措置命令	道路法	第48条の16		
291	業務運営の改善措置命令及び指定の取消し等	道路法	第48条の48第2項及び 第3項		
292	原因者への工事費用負担命令	道路法	第58条第1項		
293	原因者への工事費用負担命令	道路法	第59条第3項		
294	工作物管理者への費用負担命令	道路法	第60条		
295	受益者への工事費用負担命令	道路法	第61条第1項		
296	非常災害時の土地の収用、処分	道路法	第68条第1項		
297	非常災害時の防ぎよ従事命令	道路法	第68条第2項		
298	許可等の取消し、工作物除去命令等	道路法	第71条第1項		
299	許可等の取消し、工作物除去命令等	道路法	第71条第2項		
300	負担金等の督促	道路法	第73条第1項		
301	道路予定区域における道路占用料の徴収(第39条 第1項の準用)	道路法	第91条第2項		
302	道路予定区域における原状回復に代る措置の指 示(第40条第2項の準用)	道路法	第91条第2項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
303	道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令(第44条第4項の準用)	道路法	第91条第2項		
304	道路予定区域における道路保全立体区域内での措置命令(第48条第2項の準用)	道路法	第91条第2項		
305	道路予定区域における行為の中止、物件の除却等の命令(第48条第4項の準用)	道路法	第91条第2項		
306	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第1項の準用)	道路法	第91条第2項		
307	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第2項の準用)	道路法	第91条第2項		
308	改善命令及び指定の取消し	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第13条の5第2項及び第3項		
309	認定集約都市開発事業の施行に係る改善命令	都市の低炭素化の促進に関する法律	第14条		
310	集約都市開発事業計画の認定の取消し	都市の低炭素化の促進に関する法律	第15条		
311	勧告に係る措置命令	空家等対策の推進に関する特別措置法	第14条第3項		
312	工事原因者に対する工事施行命令	河川法	第100条において準用する第18条		
313	洪水時等における業務従事命令	河川法	第100条において準用する第22条第2項		
314	工作物用途廃止後の原状回復命令	河川法	第100条において準用する第31条第2項		
315	流水占用料等の徴収	河川法	第100条において準用する第32条第1項		
316	河川の従前の機能の維持の指示	河川法	第100条において準用する第44条第1項		
317	ダムの操作規程の変更命令	河川法	第100条において準用する第47条第4項		
318	洪水調節のための指示	河川法	第100条において準用する第52条		
319	改善命令及び指定の取消し	河川法	第100条において準用する第58条の11第2項及び第3項		
320	工事費用の原因者への負担命令	河川法	第100条において準用する第67条		
321	附帯工事費用の原因者負担命令	河川法	第100条において準用する第68条第2項		
322	工事費用の受益者への負担命令	河川法	第100条において準用する第70条第1項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
323	負担金等の督促	河川法	第100条において準用する第74条第1項		
324	延滞金の徴収	河川法	第100条において準用する第74条第5項		
325	許可等の取消し、工事中止命令等	河川法	第100条において準用する第75条第1項		
326	許可等の取消し、工事中止命令等	河川法	第100条において準用する第75条第2項		
327	損失補償額の原因者への負担命令	河川法	第100条において準用する第76条第3項		
328	災害の拡大防止措置の指示	災害対策基本法	第59条第1項		
329	応急措置業務への従事命令	災害対策基本法	第65条第1項		
330	居住者等への水防業務従事命令	水防法	第24条		
331	海岸占用料、土石採取料の徴収	海岸法	第11条		
332	占用許可の取消し、行為中止命令等	海岸法	第12条第1項		
333	占用許可の取消し、行為中止命令等	海岸法	第12条第2項		
334	船舶の除却等の措置命令	海岸法	第12条第3項		
335	補償費用の原因者への負担命令	海岸法	第12条の2第4項		
336	工事原因者への工事施行命令	海岸法	第16条第1項		
337	海岸保全施設の改良、補修命令等	海岸法	第21条第1項		
338	海岸保全施設の改良、補修命令等	海岸法	第21条第2項		
339	操作施設についての措置命令	海岸法	第21条の3第1項及び第2項		
340	業務運営の改善命令	海岸法	第23条の5第2項		
341	海岸協力団体の指定の取消し	海岸法	第23条の5第3項		
342	工事原因者への費用負担命令	海岸法	第31条第1項		
343	附帯工事費用の原因者負担命令	海岸法	第32条第3項		

## 木曾岬町 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条 例根拠
344	受益者への工事費用負担命令	海岸法	第33条第1項		
345	負担金等の督促	海岸法	第35条第1項		
346	延滞金の徴収	海岸法	第35条第2項		
347	受益者への公園事業の執行に要する費用の負担命令	自然公園法	第58条		
348	原因者への工事費用負担命令	自然公園法	第59条		
349	水洗便所への改造命令	下水道法	第11条の3第3項		
350	水洗便所への改造命令	下水道法	第11条の3第4項		
351	特定施設の設置計画の廃止命令等	下水道法	第12条の5		
352	特定事業場の事故時の応急措置の命令	下水道法	第12条の9第2項		
353	施設損傷者への工事費用負担命令	下水道法	第18条		
354	汚濁原因者への工事費用負担命令	下水道法	第18条の2		
355	改築工事原因者への費用負担命令	下水道法	第19条		
356	流域下水道における特定施設の設置計画の廃止命令等	下水道法	第25条の18第1項		
357	流域下水道における特定事業場の事故時の応急措置の命令	下水道法	第25条の18第1項		
358	流域下水道における施設損傷者への工事費用負担命令	下水道法	第25条の18第1項		
359	流域下水道における汚濁原因者への工事費用負担命令	下水道法	第25条の18第1項		
360	雨水流域下水道における施設損傷者への工事費用負担命令	下水道法	第25条の18第2項		
361	都市下水路における施設損傷者への工事費用負担命令	下水道法	第31条		
362	下水の排除の停止命令等	下水道法	第37条の2		
363	許可等の取消し、工事中止命令等	下水道法	第38条第1項		
364	許可等の取消し、工事中止命令等	下水道法	第38条第2項		

木曾岬町 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	県特例条例根拠
365	補償金の原因者に対する負担命令	下水道法	第38条第6項		
<b>◎教育委員会事務局 教育課</b>					
366	学校施設の返還命令	学校施設の確保に関する政令	第4条		
367	学校施設にある工作物等移転命令	学校施設の確保に関する政令	第15条		
368	公民館の事業・行為の停止命令	社会教育法	第40条第1項		
369	文化財保存活用支援団体の指定の取消し等	文化財保護法	第192条の4第2項及び第3項		
<b>◎全課</b>					
370	分担金等の督促	地方自治法	第231条の3第1項		